

1月 健康ぞよみ

☎ 天草中央保健福祉センター(亀場町) ☎240620・243737
 ☎ 天草東保健福祉センター(栖本町) ☎663355
 ☎ 天草西保健福祉センター(河浦町) ☎763301

■ 3・4カ月児健診
 ▶対象=平成26年9月生まれ
 ▶持参品=問診票・母子健康手帳・バスタオル

日	対象地区	場所	受付時間
8 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草	天草中央保健福祉センター	12:30~12:45
15 ㊦	牛深(向辺田を含む)、河浦	牛深支所	13:00~13:15
21 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦)、有明、御所浦、倉岳、栖本	天草東保健福祉センター	12:45~13:00
27 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草	天草中央保健福祉センター	12:30~12:45

■ 7・8カ月児健診
 ▶対象=平成26年5月生まれ
 ▶持参品=問診票・母子健康手帳・バスタオル

日	対象地区	場所	受付時間
13 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草	天草中央保健福祉センター	12:30~12:50
15 ㊦	牛深(向辺田を含む)、河浦	牛深支所	13:15~13:30
21 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦)、有明、御所浦、倉岳、栖本	天草東保健福祉センター	13:00~13:15

■ 1歳6カ月児健診
 ▶対象=平成25年6月生まれ
 ▶持参品=問診票・母子健康手帳・バスタオル

日	対象地区	場所	受付時間
20 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草(高浜・大江を除く)	天草中央保健福祉センター	12:30~12:50
28 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦)、有明、御所浦、倉岳、栖本	天草東保健福祉センター	12:45~13:00

※本渡(志柿・瀬戸・下浦)・有明・御所浦・倉岳・栖本地区は、平成25年5~6月生まれが対象です。
 ※牛深・天草(高浜・大江)・河浦地区の平成25年6~7月生まれは平成27年2月に実施予定です。

■ 5カ月児育児学級
 ▶対象=平成26年8月生まれの子どもと保護者
 ▶時間=9:45~11:30
 ▶持参品=母子健康手帳・3~4カ月健診で配布した離乳食のパンフレット・バスタオル

日	内容	場所
23 ㊦	・子育てのお話し、離乳食のお話し	天草中央保健福祉センター

※参加を希望する人は平成27年1月16日㊦までに、電話で天草中央保健福祉センターへ申し込んでください。

■ 3歳児健診
 ▶対象=平成23年12月生まれ
 ▶持参品=問診票・母子健康手帳・バスタオル・尿

日	対象地区	場所	受付時間
8 ㊦	牛深、天草(高浜・大江)、河浦	天草西保健福祉センター	12:45~13:15
22 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草(高浜・大江を除く)	天草中央保健福祉センター	12:30~12:50

※牛深・天草(高浜・大江)・河浦地区は平成23年11~12月生まれが対象です。
 ※本渡(志柿・瀬戸・下浦)・有明・御所浦・倉岳・栖本地区の平成23年12月~同24年1月生まれは、平成27年2月に実施予定です。

■ 5歳児健診
 ▶対象=健診日の2週間前に個別にお知らせします。
 ▶持参品=問診票(未就園児のみ)・母子健康手帳・水筒

日	対象地区	場所	受付時間
15 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草(高浜・大江を除く)	天草中央保健福祉センター	12:45~13:15
22 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦)、有明、御所浦、倉岳、栖本	天草東保健福祉センター	
29 ㊦	本渡(志柿・瀬戸・下浦を除く)、新和、五和、天草(高浜・大江を除く)	天草中央保健福祉センター	

※月によっては、翌月の健診対象になることもあります。通知でご確認ください。

■ 健康相談
 ▶対象=希望者
 ▶受付時間=10:00~11:00
 ▶持参品=健康手帳・母子健康手帳・バスタオル

日	場所
5㊦	天草西保健福祉センター
6㊦	天草中央保健福祉センター、いさな館(御所浦支所の2階)
13㊦	牛深支所、有明保健センター
19㊦	天草中央保健福祉センター、天草東保健福祉センター、天草支所
26㊦	牛深支所

くらしの情報

※詳しいことは☎にお問い合わせください。

行政

児童扶養手当の支給要件が変わります

これまで、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月から、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

該当する人は、本庁・子育て支援課または各支所担当課へ申請してください。



☎本庁・子育て支援課

「高額医療・高額介護合算療養費等」の申請を受け付けます

天草市国民健康保険と熊本県後期高齢者医療保険に加入している人で、平成25年8月1日から同26年7月31日までに、各保険の自己負担額(同一世帯)の合計額が限度額を超えた人には、療養費等が支給されます。対象者には、本市または県後期高齢者医療広域連合から申請案内の通知を郵送しますので、本庁・国民健康課または高齢者支援課、各支所担当課へ提出してください。

なお、通知が届いていない人も受給できる場合があります。該当すると思われる人は、同課または支給対象基準日の平成26年7月31日時点で加入されていた医療保険者へお尋ねください。

また、支給対象期間中に本市へ転入した人も前住所地の医療保険と介護保険の「自己負担額証明書」を添付することで、支給できる

▼場合があります。合算した場合の限度額(1年間)

◆70歳未満の人

上位所得者 ^{注1}	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

注1：上位所得者…基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。

◆70歳以上の人

現役並み所得者 ^{注2}	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

注2：現役並み所得者…自己負担3割の世帯(同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の人がいる世帯)。

※70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1カ月の2万1,000円以上のみが合算の対象です。

【申請・問い合わせ先】
 医療保険分：本庁・国民健康課／各支所担当課
 介護保険分：本庁・高齢者支援課／各支所担当課

平成27年1月5日から 本渡地域の要望・相談窓口を“ポルト”に設置します

～まちづくり支援課、観光振興課を天草宝島国際交流会館ポルトへ移転～

本渡地域の市政に対する市民の皆さんからの要望などを総合的に受け付ける窓口を、まちづくり支援課に設置し、同課を市役所本庁から天草宝島国際交流会館ポルト(中央新町)へ移転します。なお、これまでどおり本庁の各課でも要望・相談を受け付けます。

また、観光関係団体との連携強化などを目的に、これまで市庁舎別館にあった観光振興課をポルトへ移転します。

【移転後の連絡先】
 ●まちづくり支援課 ☎326661
 ●観光振興課 ☎326787 / FAX 31999

12月は市・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期です。納期は平成27年1月5日㊦です。忘れずに納めましょう。

